

【一般貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260105	株式会社インターポート(法人番号1240001028354)代表者松村勝也	山口県岩国市周東町上久原字新神前12-9	山口事業所	山口県岩国市周東町上久原字新神前12番地9	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年9月18日及び同年12月18日に、情報提供を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(2)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)	0	0
20260113	横田運送有限会社(法人番号1260002024094)代表者横田耕太郎	岡山県総社市中原309-2	本社営業所	岡山県総社市中央一丁目5番35号	輸送施設の使用停止(100日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年4月24日、同年6月17日及び同年7月12日に、酒気帯び運転を惹起したことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	10
20260114	有限会社藤田起業(法人番号1280002009291)代表者藤田卓登	島根県江津市敬川町2371-1	本社営業所	島根県江津市敬川町2371-1	輸送施設の使用停止(30日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第2号、同条第4項、法第18条第1項及び法第24条	令和6年6月6日及び同年7月24日に、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故惹起(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行管理者の補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(6)事故の届出義務違反(自動車事故報告規則第3条)	3	3

20260126	有限会社小椋運送(法人番号4270002009711)代表者小椋達也	鳥取県東伯郡琴浦町大字籠津158-2	赤崎営業所	鳥取県東伯郡琴浦町籠津158-2	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年9月5日及び同年11月20日に、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20260130	有限会社山下(法人番号3240002048795)代表者山下恭生	広島県安芸郡府中町大通2丁目1-12	廿日市市営業所	広島県廿日市市木材港南4-10	輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項及び同法第17条第4項	令和6年9月25日及び同年12月6日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	7	7

【貨物自動車運送事業者関係】

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北房郵便局	岡山県真庭市下砦部249-7	輸送施設の使用停止(106日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鴨方郵便局	岡山県浅口市鴨方町六條院中3283	輸送施設の使用停止(114日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	矢掛郵便局	岡山県小田郡矢掛町矢掛2683	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	吉永郵便局	岡山県備前市吉永町吉永中872-7	輸送施設の使用停止(46日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月10日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大和郵便局	岡山県加賀郡吉備中央町西568-1	輸送施設の使用停止(34日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	亀甲郵便局	岡山県久米郡美咲町原田2142-1	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	福渡郵便局	岡山県岡山市北区建部町福渡875	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	刑部郵便局	岡山県新見市大佐小阪部1468-4	輸送施設の使用停止(42日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20260107	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	成名郵便局	岡山県津山市野村京田下313-1	輸送施設の使用停止(104日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	甲奴郵便局	広島県三次市甲奴町西野543-3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月2日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	西城郵便局	広島県庄原市西城町西城110-2	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月2日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	宇津戸郵便局	広島県世羅郡世羅町宇津戸1437-3	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月2日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	御来屋郵便局	鳥取県西伯郡大山町御来屋132-9	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条5項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大山郵便局	鳥取県西伯郡大山町坊領1156-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条5項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	若桜郵便局	鳥取県八頭郡若桜町若桜340-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	赤屋郵便局	島根県安来市伯太町赤屋112-1	輸送施設の使用停止(27日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	広瀬郵便局	島根県安来市広瀬町広瀬1827-1	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	知夫郵便局	島根県隱岐郡知夫村1200-3	輸送施設の使用停止(33日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	別府郵便局	島根県隱岐郡西ノ島町別府11-2	輸送施設の使用停止 (33日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月10日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美都郵便局	島根県益田市美都町都茂1168-2	輸送施設の使用停止 (33日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	柿木郵便局	島根県鹿足郡吉賀町柿木541-1	輸送施設の使用停止 (29日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	八代郵便局	島根県仁多郡奥出雲町八代309-1	輸送施設の使用停止 (31日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260114	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	安城郵便局	島根県浜田市弥栄町長安本郷536-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小畠郵便局	広島県神石郡神石高原町小畠1689	輸送施設の使用停止 (25日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	小奴可郵便局	広島県庄原市東城町小奴可2597-1	輸送施設の使用停止 (26日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	山野郵便局	広島県福山市山野町山野上市201-8	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	内海郵便局	広島県福山市内海町口2424-11	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	布野郵便局	広島県三次市布野町上布野1419-10	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	水内郵便局	広島県広島市佐伯区湯来町和田299-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	蒲刈郵便局	広島県呉市蒲刈町宮盛999-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月17日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日南郵便局	鳥取県日野郡日南町霞1588	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	根雨郵便局	鳥取県日野郡日野町根雨409	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	千屋郵便局	岡山県新見市千屋1635-1	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月27日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	久世郵便局	岡山県真庭市鍋屋8-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年11月11日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	新見郵便局	岡山県新見市高尾2485-11	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年11月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	平生郵便局	山口県熊毛郡平生町大字平生町字東浜197-42	輸送施設の使用停止(107日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月25日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鹿野郵便局	山口県周南市鹿野上3191-3	輸送施設の使用停止(110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	熊毛郵便局	山口県周南市高水原1-3-25	輸送施設の使用停止 (82日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月28日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	見島郵便局	山口県萩市見島本村241	輸送施設の使用停止 (33日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月8日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	俵山郵便局	山口県長門市俵山5190-5	輸送施設の使用停止 (56日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	北河内郵便局	山口県岩国市下457-1	輸送施設の使用停止 (42日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260121	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	美和郵便局	山口県岩国市美和町生見12171-3	輸送施設の使用停止 (38日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	鞆郵便局	広島県福山市鞆町後地797-12	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	倉橋郵便局	広島県吳市倉橋町2364	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高宮郵便局	広島県安芸高田市高宮町佐々部1082-15	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	高南郵便局	広島県広島市安佐北区白木町小越87-5	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊平郵便局	広島県山県郡北広島町戸谷1087-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年10月23日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	匹見郵便局	島根県益田市匹見町匹見イ29-1	輸送施設の使用停止(24日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	津和野郵便局	島根県鹿足郡津和野町口297	輸送施設の使用停止(26日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	日原郵便局	島根県鹿足郡津和野町日原268-2	輸送施設の使用停止(27日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	大根島郵便局	島根県松江市八束町亀尻205	輸送施設の使用停止(23日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月11日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	七類郵便局	島根県松江市美保関町七類1224	輸送施設の使用停止(25日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	秋鹿郵便局	島根県松江市秋鹿町3419-2	輸送施設の使用停止(25日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	周匝郵便局	岡山県赤磐市周匝718-1	輸送施設の使用停止(28日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月16日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	岡山中央郵便局	岡山県岡山市北区中山下2-1-1	輸送施設の使用停止(82日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月18日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	備中郵便局	岡山県高梁市備中町長屋7-8	輸送施設の使用停止(29日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月24日に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)		
20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	菊川郵便局	山口県下関市菊川町下岡枝158-5	文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		

20260128	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2-3-1	豊田郵便局	山口県下関市豊田町殿敷 1917-4	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第36条第2項により準用する法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)		
----------	--	-----------------	-------	-----------------------	------	---	--	--	--

安全規則: 貨物自動車運送事業輸送安全規則